

令和6年度名古屋市教育委員会第22号議案

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

名古屋市立森孝中学校及び名古屋市立吉根中学校では運動場及び体育館を開放施設としていますが、武道場も開放施設に加えます。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和7年2月7日提出 総務部総務課)



名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 スポーツ開放の表中「名古屋市立大森中学校」の次に「、名古屋市立森孝中学校」を、「名古屋市立守山西中学校」の次に「、名古屋市立吉根中学校」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市学校施設開放に関する規則の規定に基づく許可の申請その他この規則の規定により新たに使用に供する武道場を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。